

愛媛労安発 1106 第 2 号
令和 2 年 11 月 6 日

各 団 体 の 長 殿

愛媛労働局職業安定部長



外国人労働者問題啓発月間における周知・啓発等について

職業安定行政の業務運営につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、外国人労働者対策について、職業安定行政においては、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）に基づき、専門的・技術的分野の外国人労働者の就業を促進するとともに、就労する外国人労働者について、雇用管理の改善や再就職を促進するための施策を総合的に講じることとしております。

また、平成5年度から政府全体として例年6月を「外国人労働者問題啓発月間」と位置付けているところですが、本年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、11月に実施することとし、厚生労働省におきましても、事業主等を始め広く国民一般の皆様に対して、外国人労働者問題についての周知・啓発活動を展開しているところです。

つきましては、厚生労働省、愛媛労働局等において作成しました広報資料等を別添のとおり送付しますので、関係者への周知・啓発について、格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。



連絡先（担当）

〒790-8538 松山市若草町4番地3
松山若草合同庁舎5階

愛媛労働局職業安定部訓練室

外国人雇用対策担当官 戸田

TEL 089-900-5244 FAX 089-941-5200

11月は『外国人労働者問題啓発月間』です

「守ろう雇用、誰もが活躍 ～外国人雇用はルールを守って適正に～」

経済社会の国際化の進展に伴い、我が国で就労する外国人は年々増加し、令和元年10月末時点で過去最高の165万8804人となりました。

政府は、平成31年4月に新たに創設された特定技能外国人の受入れや、現下の新型コロナウイルス感染症の影響を受ける外国人労働者への対応を適切に行うとともに、今なお存在する外国人に関する様々な労働環境の問題等について、総合的に施策を講ずることとしています。

外国人労働者が在留資格の範囲内でその能力を十分に発揮しながら、適正に就労できるよう、事業主の方には以下についてご協力をお願いいたします。

まず、外国人労働者の雇入れ及び離職に際しては、在留資格「外交」、「公用」、「特別永住者」以外のすべての外国人について、その氏名、在留資格等をハローワークへ届け出ていただく必要があります。この際、令和2年3月1日以降に雇入れ、離職をした外国人については、在留カード番号の記載が必要となりますので、外国人労働者の在留カード又は旅券（パスポート）等の提示を求め、確認をお願いします。

また、労働関係法令及び社会保険関係法令は、国籍を問わず外国人にも適用されることから、これらを遵守していただくとともに、外国人労働者が適切な労働条件の下、安心して働ける環境が確保されるよう雇用管理の改善等にご配慮いただきますよう、併せてお願いいたします。

なお、こうした点については、愛媛労働局のホームページやハローワークのパンフレットでも確認することができますのでご活用いただき、ご不明な点がございましたら、ハローワーク（公共職業安定所）又は愛媛労働局職業安定部訓練室（Tel.089-900-5244）までご連絡ください。

愛媛労働局・公共職業安定所